

# 農福連携ブランド 「かながわともいきアグリ」認証事業

## ～ともに育む、確かな品質～

県内の農業経営体が生産する、障がい者が生産工程に一定以上携わっている農作物等のうち、一定の品質を確保できる優れたものを「かながわともいきアグリ」として認証・公表し、農福連携について広く周知するとともに、ブランド化による販売の促進及び農福連携に取り組む農業経営体の経営発展を推進することを目的としています。

### 認証対象品

農作物(水稲、野菜、果樹、花き等)又は農産加工品のうち、認証基準を満たすもの

### 申請対象者

県内で営農している農業経営体のうち、次の全てに該当する者

- 農作物(水稲、野菜、果樹、花き等)を生産しているか、又は、自ら生産した農作物を加工・製造していること
- 上記に掲げる農作物又は加工・製造した商品を販売していること

### 主な認証基準(一部)

- 生産基準及び出荷基準に関する規程等が設定され、これに基づき生産されていること
- 申請時点で障がい者が携わった農作物等の販売実績があること(オンライン販売も含む)
- 障がい者が農作業に携わっていることが契約書等により示せること
- 認証対象の品目に係る総労働日数のうち、障がい者による作業日数が概ね2割以上であること
- 障がい者が作業しやすい環境を創出していること

### 認証のメリット

- 認証を受けた農業経営体は、認証マークを表示することができ、容器包装をはじめ、宣伝・広告媒体や、販売促進物などにも表示することができます。
- 農福連携商品としての社会的意義と併せて、品質や安全・安心への関心が高い販売事業者等からの支持が得られやすくなります。
- 認証品として県ホームページ等の情報発信により、宣伝効果を生みます。

お問い合わせ

神奈川県 環境農政局 農水産部 農業振興課 普及グループ  
横浜市中区日本大通 1

TEL: 045-210-4446 FAX: 045-210-8851

# 令和8年度かながわともいきアグリの募集

農福連携に取り組んで生産された、安全性をアピールできる高品質な農作物等を募集します！

## 募集期間

令和8年5月1日(金)から8月20日(木)まで

## 申請方法

所定の申請書等に必要事項を記入し、持参、郵送、又はe-kanagawa電子申請により提出してください。

申請書等は[県ホームページ](#)からダウンロードできます。

認証基準(全文)についても、[県ホームページ](#)からご確認いただけます。

## 申請先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
環境農政局農水産部農業振興課普及グループ

電話:045-210-4446(直通)

※e-kanagawa電子申請は、[県ホームページ](#)に掲載されているリンクから申請いただけます。

## 県ホームページのご案内「かながわともいきアグリ」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f549000/tomoikiagri.html>

かながわともいきアグリ

検索



## 審査方法

- 認証基準に基づき、申請書類等を審査委員会で審査し、申請品の認証の可否を決定します。
- 申請者からの申請内容について、事務局が事前に書類の確認や必要に応じてヒアリングを行います。

## 認証の有効期間

認証の日から3年間